

広島県訓令第7号

本 庁  
地 方 機 関

広島県決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県決裁規程の一部を改正する訓令

第一条 広島県決裁規程（昭和三十八年広島県訓令第322号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略) 一―六 (略) 七 担当部長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる担当部長をいう。 八―十三 (略) 十四 県庁情報システム担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる県庁情報システム担当課長をいう。 十五―十七 (略) 十八―二十三 (略) 第八条 (局長、課長等の専決事項) 第八条 (略) 2 (略) 3 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる経営戦略審議官、DX審議官、広島サミット推進審議官及び都市建築技術審議官は、局長の専決事項のうち、局長が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。 4 (略) 5 部長及び担当部長は、局長の専決事項のうち、局長又は危機管理監が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。 6 担当課長、政策監、審理監、デジタル県庁推進担当課長、県庁情報システム担当課長、交通対策担当課長、高等教育担当課長、新型コロナウイルス感染症対策担当課長、ため池・農地防災担当課長、建設DX担当課長及び</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 一―六 (略) 七 総括官 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる総括官をいう。 八―十三 (略) 十四―十六 (略) 十七 ワクチン政策担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げるワクチン政策担当課長をいう。 十八 医療機能強化担当課長 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる医療機能強化担当課長をいう。 十九―二十四 (略) 第八条 (局長、課長等の専決事項) 第八条 (略) 2 (略) 3 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる経営戦略審議官、広島サミット推進審議官及び都市建築技術審議官は、局長の専決事項のうち、局長が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。 4 (略) 5 部長及び総括官は、局長の専決事項のうち、局長又は危機管理監が知事の承認を得て指定するものについて専決することができる。 6 担当課長、政策監、審理監、デジタル県庁推進担当課長、交通対策担当課長、高等教育担当課長、新型コロナウイルス感染症対策担当課長、ワクチン政策担当課長、医療機能強化担当課長、ため池・農地防災担当課長、建</p>

経営企画監は、その所掌に属する事務のうち、第一項の規定により、課長限りで専決することができる事項について専決することができる。

7 (略)

8 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる出納監察員、担当監、防災航空センター長、健康指導監、東部産業支援センター長、企業誘致担当次長、参事及び産業振興監は、課長の専決事項のうち、課長が局長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

9・10 (略)

(代理決裁権者及び代理決裁の順位)  
第九条 (略)

分	局課等の区分	第一順位者	第二順位者
局長(略)	各局(略)	主務部長又は主務担当は主務担当部長(所掌に属する事務に限る。)	(略)
部長又は担当部長(略)	(略)	(略)	(略)
2	4 (略)	(略)	(略)

別表第二(第八条関係)

局長専決事項	課長専決事項
<p>十一 九 (略)</p> <p>十 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十二条第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等又は同法第七十六条第一項の規定による保有個人情報の開示の請求、同法第九十条</p>	<p>十一 一 (略)</p> <p>十二 個人情報保護に関する法律第八十二条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>十三 一 五 十三 (略)</p>

設DX担当課長及び経営企画監は、その所掌に属する事務のうち、第一項の規定により、課長限りで専決することができる事項について専決することができる。

7 (略)

8 職の設置規則別表第一号の表職名の欄に掲げる出納監察員、担当監、防災航空センター長、健康指導監、東部産業支援担当次長、企業誘致担当次長、参事及び産業振興監は、課長の専決事項のうち、課長が局長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

9・10 (略)

(代理決裁権者及び代理決裁の順位)  
第九条 (略)

分	局課等の区分	第一順位者	第二順位者
局長(略)	各局(略)	主務部長又は主務総括官(所掌に属する事務に限る。)	(略)
部長又は総括官(略)	(略)	(略)	(略)
2	4 (略)	(略)	(略)

別表第二(第八条関係)

局長専決事項	課長専決事項
<p>十一 九 (略)</p> <p>十 広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)第十一条第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項若しくは第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>十三 一 五 十三 (略)</p>	<p>十一 一 (略)</p> <p>十二 広島県個人情報保護条例第十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示決定等、同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</p> <p>十三 一 五 十三 (略)</p>

第一項の規定による保有個人情報の訂正の請求若しくは同法第九十八条第一項の規定による保有個人情報の利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分  
 十一―二十九 (略)

別表第三 (第八条関係)

局課の区分	局長専決事項	課長専決事項
会計管契約・理部 調達管理課	(略)	(略)
総務局総務課	(略)	(略)
(略)	(略)	一―四 (略) 五 個人情報の保護に関する法律第一百一十一条の規定による行政機関等匿名加工情報の提案の募集、同法第一百四条(同法第一百八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による行政機関等匿名加工情報の提案の審査等、同法第一百十五条(同法第一百八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による契約の締結、同法第一百六条の規定による作成等及び同法第一百二十条の規定による契約の解除
(略)	(略)	六―十 (略)

備考 会計管理部長は、会計管理部の部契約・調達管理課の項局長専決事項の欄の事項について専決することができる。

別表第五 (第十一条関係)

地方機関の長の専決事項
一 (略)
二 個人情報保護に関する法律第八十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の開示

二十二条第一項の規定による保有個人情報の訂正の請求若しくは同条例第二十九条第一項の規定による保有個人情報の利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分  
 十一―二十九 (略)

別表第三 (第八条関係)

局課の区分	局長専決事項	課長専決事項
会計管総務事務課	(略)	(略)
総務局総務課	(略)	(略)
(略)	(略)	一―四 (略) 五 広島県個人情報保護条例第四十一条の規定に基づく勧告及び公表の決定
(略)	(略)	六―十 (略)

備考 会計管理部長は、会計管理部の部総務事務課の項局長専決事項の欄の事項について専決することができる。

別表第五 (第十一条関係)

地方機関の長の専決事項
一 (略)
二 広島県個人情報保護条例第十一条第一項又は第三項の規定による保有個人情報の開示決定等

決定等、同法第九十三条第一項又は第二項の規定による保有個人情報訂正決定等及び同法第一百零一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等  
三・四 (略)

同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による保有個人情報訂正決定等及び同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による保有個人情報の利用停止決定等  
三・四 (略)

第二条 広島県決裁規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表第三（第八条関係）</b>			
局課の区分	局長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
(略) 土木建 (略) 築局 都市環二 境整備 一 宅地造成等 課	(略) (略) (略) 規制法の一部を改正する法律（令和四年法律五十五号） （附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号） 第八条第一項本文の規定による宅地造成工事の許可（造成面積十平方メートル未満のものに限る。）	(略) (略) (略) 規制法（昭和三十六年法律第百九十一号） 第八条第一項本文の規定による宅地造成工事の許可（造成面積十平方メートル未満のものに限る。）	(略) (略) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<b>別表第三（第八条関係）</b>			
局課の区分	局長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
(略) 土木建 (略) 築局 都市環二 境整備 一 宅地造成等 課	(略) (略) (略) 規制法（昭和三十六年法律第百九十一号） 第八条第一項本文の規定による宅地造成工事の許可（造成面積十平方メートル未満のものに限る。）	(略) (略) (略) 規制法（昭和三十六年法律第百九十一号） 第八条第一項本文の規定による宅地造成工事の許可（造成面積十平方メートル未満のものに限る。）	(略) (略) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 令和五年四月一日
- 二 第二条の規定 令和五年五月二十六日

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の広島県決裁規程別表第二局長専決事項の項第十号及び課長専決事項の項第十二号並びに別表第五地方機関の長の専決事項の項第二号の規定は、前項第一号の規定の施行後に個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七十六条第一項、第九十条第一項又は法第九十八条第一項の規定による請求（以下「新開示請求等」という。）がされた場合における同法第八十二条第一項若しくは第二項、第九十三条第一項若しくは第二項若しくは第一百一条第一項若しくは第二項の規定による決定（以下「新開示決定等」という。）又は新開示決定等若しくは新開示請求等に係る不作為に係る審査請求について適用し、前項第一号の規定の施行前にされた広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第九条、第二十二条又は第二十九条の規定による請求（以下「旧開示請求等」という。）がされた場合における同条例第十一条第一項若しくは第三項、第二十四条第一項若しくは第三十一条第一項若しくは第二項の規定による決定（以下「旧開示決定等」という。）又は旧開示決定等若しくは旧開示請求等に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。